

食品ロス削減に向けての取り組みを求める意見書

日本の食糧自給率は約4割と、輸入に依存する割合が高くなっている。その一方で、一年間に排出される食品廃棄物2,797万トンのうち、まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」は約632万トンと推計されており、その削減が喫緊の重要課題となっている。

食品ロスは、事業者の流通・販売の過程によるものと、家庭での食べ残しや賞味期限前の廃棄などによるものとがほぼ同じ割合で発生していることから、削減には事業者による取り組みとともに、食品ロスに対する消費者への意識啓発が必要である。

よって、政府においては、国、地方自治体、消費者、事業者が一体となった食品ロス削減の取り組みを進めるため、下記の事項を早急を実施するよう強く要望する。

記

- 1 食品ロス削減に向けた基本計画の策定や数値目標の設定を行うほか、食品ロス削減推進本部の設置や担当大臣の明確化を実施すること。
- 2 需要予測の精度向上による過剰生産の改善や、商慣習の見直しに取り組む事業者の拡大を推進すること。
- 3 飲食店において、量より質を重視した食べきれ分量のメニューの充実が図られるよう推進するとともに、「飲食店で残さず食べる運動」などの好事例を全国に展開すること。
- 4 家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用などの普及啓発を強化すること。また、学校等における食育・環境教育など、食品ロス削減に効果が見られた好事例を全国に展開すること。
- 5 フードバンクや子ども食堂などの取り組みを全国的に拡大し、未利用食品を必要とする人に届く仕組みを確立すること。また、災害時にフードバンク等の活用を進めるため、被災地とのマッチングなど必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、消費者担当大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、環境大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合、公明党及び改革所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員及び維新の党中山真一議員